

## 「資格更新制」から「会員制」へ変更のお知らせ



音楽健康福祉士の資格制度が「更新制」から「会員制」へと変更されましたのでお知らせ致します。

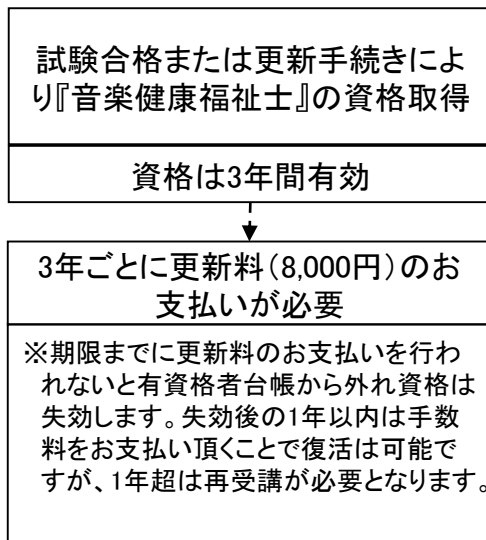
### （「更新制」から「会員制」への変更内容）

過年度の音楽健康福祉士資格取得者の皆様には、3年ごとに更新料を払っていただいて資格を更新する「更新制」のご案内をしておりましたが、2019年度4月以降「会員制」へと変更になります。

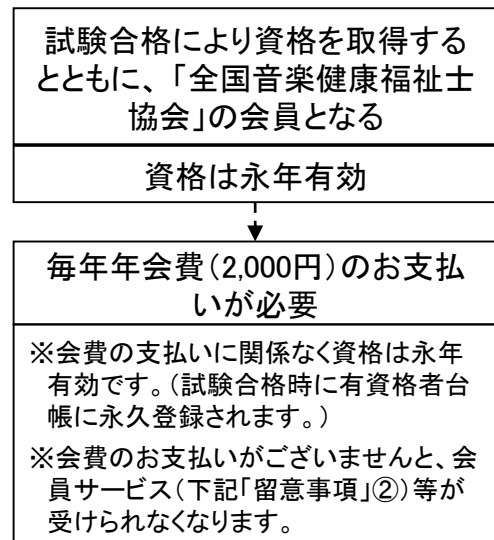
### （「会員制」変更のポイント）

- ① 一度取得した資格は、永年有効となります。
- ② 3年ごとの更新料はなくなり、資格取得者の皆様は自動的に（仮称）「全国音楽健康福祉士協会」の会員として登録され、協会の運用費用として毎年年会費（2,000円）をお支払い頂くようになります。

#### （従来）「更新制」方式



#### （2019年4月以降）「会員制」方式



### （「年会費」のお支払い）

- ① 年会費：2,000円（税込）（会員の皆様への連絡およびリスト管理料として）
- ② 年会費お支払い方法・期間  
本年以降毎年虹の会の下記銀行口座に3月1日～4月30日の間にお振込み願います。

#### 【振込銀行口座】

みずほ銀行青山支店

口座番号②普通預金）1697237 口座名義人：公益社団法人虹の会

### （留意事項）

- ① 2019年3月末時点での資格保有者に貸与している認定証には有効期限が記されていますが、会員制への変更により永年有効となりますので記載されている有効期限は、無視してください。有効期限の記載が無い認定証の再発行を希望される場合には、虹の会事務局までお申込みください。（再発行手数料が必要となります。ホームページのお問い合わせまたは電話（0120-564-284）でお申し込みください。）
- ② 年会費を上記期間内にお振込み頂けない会員様には、以降、郵送での会報誌のお届けやフォローアップセミナー、会員様の為の各種特典等のご案内を終了しますので、ご自身による虹の会ホームページのお知らせやフェイスブック等の情報確認をお願いいたします。